

四日市市少年自然の家及び四日市市水沢市民広場
指定管理者更新手続書

令和4年6月
四日市市こども未来部
こども未来課青少年育成室

四日市市少年自然の家及び四日市市水沢市民広場施設指定管理者更新手続書

1 更新の条件

市は、次に掲げる条件が全て満たされていると判断した場合、四日市市少年自然の家及び四日市市水沢市民広場指定管理者募集要項（令和4年6月）に掲げた2期目について、特定により1期目の指定管理者を、引き続いて、次期指定管理者の候補者としてすることができる。

ただし、施設に対する市の政策（施設の位置付け）に変更がある場合や、建替え・大規模修繕など市の施設運営方針に大きな変更がある場合はこの限りではない。

- (1) 当該指定管理者の管理運営の状況（モニタリングの結果）が、次に掲げる事項に該当し、かつ優秀であると市が認めること。
 - ア 毎年実施するモニタリングにより、業務の全部又は一部の未実施（ただし、主催事業の天候等やむを得ない未実施を除く）、不適切な手法等（軽微な事項は除く）が確認されないこと
 - イ 協定書に定めた達成目標が、達成されていること（市の目標設定に無理があった場合、災害その他特別な事情があると認められる場合を除く。）
 - ウ 利用者満足度が低調でないこと、または利用者（利用団体を含む）や施設近隣住民等から苦情等が多く寄せられていないこと
- (2) 次期の協定条件及び事業計画について、市と指定管理者の双方が合意できること。

2期目の指定管理料は、1期目の指定管理料を基本に算定する。

2 更新制のスケジュール

指定管理期間が満了となる年度の前年度

- (1) 四日市市指定管理者選定委員会による適格評価を実施し、更新の条件を満たしているか否かを市が確認する。
- (2) 更新の条件(2)により、次期の仕様及び協定条件について市と指定管理者で協議を行う。
- (3) 特定団体として適格審査を行うことを決定する。

指定管理期間が満了となる年度

- (1) 特定団体として四日市市指定管理者選定委員会による適格審査を行う。
- (2) 適格審査の意見を踏まえ、市が特定団体を指定管理者の候補者として決定した後、仮協定の締結を行う。
- (3) 議会へ指定管理者の指定議案を上程する。

3 更新に至らない場合の措置

理由の如何に関わらず更新を受けられないことをもって、指定管理者は、市を訴えることができないものとする。